# 戦後における台湾から「琉球」への技術者・労働者派遣事業について

八尾 祥平

はじめに

第1節 中琉文化経済協會の創設から派遣事業の開始まで

第2節 派遣事業の概要

第3節 派遣事業の確立過程

第4節 沖縄返還と日華断交から派遣事業の停止へ

結びにかえて

#### (要約)

本稿では、戦後の台湾・沖縄関係の一端を明らかにするために1960年代から1970年代初頭にかけて実施された台湾から沖縄への技術者・労働者派遣事業をとりあげた。

国府は戦後、沖縄の日本復帰は認めないという立場をとり、米軍統治下の沖縄とは正式な外交関係が結べないため、「民間」団体として中琉文化経済協會を設立して沖縄との関係強化を図った。国府はこの派遣事業により多くの台湾人を沖縄へ送り、沖縄との関係強化には一定の成功をおさめた。そして、沖縄の日本復帰後、国府はこれを承認しない立場をとりつつも、中琉文化経済協會は存続させ、中琉関係を維持する方針をとった。しかし、日華断交を契機として沖縄へ派遣する労働力の確保が困難となっていた派遣事業は停止され、これ以降、中琉間の交流は文教面が中心となっていった。

### はじめに

1943年に国民政府(以下、国府<sup>1</sup>と記す)はアメリカおよびイギリスとの不平等条約改正に成功し<sup>2</sup>、戦後の東アジアにおけるアメリカのパートナーとして大国の地位へと躍り出る端緒についた。蒋介石は、戦後の中国の周辺国との国際秩序を構想するなかで「琉球」<sup>3</sup>については、いったんは中米共同の信託統治下におき<sup>4</sup>、「琉球」の住民自身による住民投票によって中国へと帰属をさせるか、「琉球」の地方政府に国府との強いつながりを自主的に維持するように仕向けることを画策していた<sup>5</sup>。国共内戦に敗退し、国府が中国大陸から台湾へと遷り(以後、遷台と記す)、実効支配領域が現在の台湾とその周辺へと次第に限定されるようになった後も国府のこうした国際秩序構想は少なくとも表向きは変化せず、1953年の奄美返還や1972年の沖縄返還に際して国府は世界で唯一これを承認しない「国家」となった。

戦後、沖縄をめぐる国際関係については日米関係の枠組みから分析した研究が数多くなされてきた。たとえば、我部政明、河野康子らは、戦後の日米関係のなかで沖縄問題がどのように扱われてきたのかについて、米国の公文書等の分析を通してその詳細を明らかにしている $^6$ 。その一方で、中華民国にとっての沖縄返還問題を国際法の観点から分析した李明峻、丘宏達らによる研究があり、さらに許育銘は戦後処理の観点を中心に1940年代から50年代にかけての台湾側の「琉球」政策について明らかにしている $^7$ 。ただし、これらの研究では政府間関係の分析に重心をおいているため、沖縄と台湾の間で見られたヒトの移動のような現象と政府間関係との連関についての研究はまだ十分にはなされていない。

台湾・沖縄関係についての研究は、近年、台湾研究の側からも、沖縄研究の側からもヒトの移

動に着目した研究が徐々に進み始めている。まず、戦前の植民地下の台湾における沖縄出身者の活動全般については扱ったものとしては又吉盛清の研究がある $^8$ 。戦前の八重山から台湾へと移住した人びとを対象とした研究は比較的研究の蓄積がみられ、その代表的な研究としては星名宏修、松田ヒロ子、水田憲志による研究があげられる $^9$ 。また、戦中から終戦直後にかけての時期の台湾と沖縄を扱ったものとしては、石原昌家、何義麟、黄智慧による研究がある $^{10}$ 。そして、戦前、農業振興策の一環として台湾から八重山(石垣島)へ技術移転のために移住し、戦後も台湾には戻らずにそのまま八重山へ定住した「台湾人」については小熊誠や野入直美の研究があげられる $^{11}$ 。しかし、これらの研究では、戦後の沖縄と台湾をめぐる国際環境の変化がヒトの移動にどのような影響を与えたのかについては分析がそれほど進んでおらず、今後の研究課題のひとつとなっている。

戦後の沖縄におけるヒトの移動についての研究としては、サトウキビ農業における台湾人および韓国人の導入について分析をおこなった平岡昭利による研究がある<sup>12</sup>。しかし、平岡は労働者導入の経済社会的な側面の分析に重きをおき、外国人労働者の受け入れ過程における当時の台湾・沖縄関係との連関についての分析は十分にはなされておらず、また、サトウキビ農業以外の分野の受け入れ状況についても明らかとはされていない。

本稿では、上記の問題意識に基づき、これまで研究があまり進められてこなかった1960年代から1972年にかけての時期に国府によって推進された台湾から沖縄への技術者・労働者派遣事業(以下、派遣事業と記す)について取り上げ、当時の台湾・沖縄社会の状況と連関させて分析を行う。派遣事業は、国府の意向をうけ、1958年に「民間」の交流団体として創設された中琉文化経済協會<sup>13</sup>によって推進された。派遣事業が行われていた当時は戦後の台湾・沖縄関係史の中で台湾から沖縄へのヒトの移動が最も盛んだった時期にあたり、この事業が沖縄の地域社会へ与えた影響は決して小さくない。

なお、本稿では主に派遣事業に関する档案資料、台湾からの技術者・労働者を受け入れた沖縄側の行政の文書資料や企業の社史、台湾・沖縄側の当時の新聞記事や各種統計資料、さらに、個人の回想録などの文献調査に基づいて分析を行った。

#### 第1節 中琉文化経済協會の創設から派遣事業の開始まで

上述したとおり、国府は沖縄の日本復帰には反対するという立場をとり、沖縄との関係強化をはかるための手立てを模索していた。米国の信託統治下にある琉球政府とは外交部を介した通常の外交関係を持つことは不可能であり、こうした状況を打開するために1958年3月10日、中琉文化経済協會が創設された<sup>14</sup>。中琉文化経済協會の活動の目的は「中琉のひとびとの心と心を結び、文化・経済面での協力を促進し、そして、貿易事業を発展させるため」と定められ<sup>15</sup>、中琉間の直接交流が開始された。中琉文化経済協會は、当時、国民党中央評議委員および中国大陸災胞救済総會の副理事長であった方治が蒋介石の命をうける形で創設され、創設後は彼が初代理事長に就任した<sup>16</sup>。方治が中琉文化経済協會の理事長へ推挙された理由は、彼が日本へ留学した経

験をもつ知日派で、かつ、日本語を理解できたことが大きい17。

中琉文化経済協會創設後すぐには中琉文化経済協會の「琉球」事務所は開設せず、経済関係を強化するための機関として「中華民国台湾省商會聯合會駐琉球商務代表辦事處(後に遠東貿易中心駐琉辦事處に改称)」を設置するにとどめている<sup>18</sup>。国府側は、表向きはあくまでも「琉球」とは文化や経済を通した関係強化を標榜し、政治活動には一切関わっていないとする姿勢を装っていた。遷台後に米国から支援をうけることによって政権を存続させている状況にあった当時の国府としては、沖縄に対する両国間の立場の違いを鮮明にして公然と米国と対立することは避けようと配慮した結果であると考えられる。

中琉文化経済協會の創設当初は、方治を筆頭とする中琉文化経済協會の幹部と沖縄の政財界の要人が相互に訪問しあうといった交流事業が行われていた。しかし、こういった交流事業は台湾と沖縄社会の政財界の一部との交流に限定されたものであり、国府の側が望むような中琉関係が民衆レベルでも強固に結びついた状況とは言い難かった<sup>19</sup>。

派遣事業が開始されるきっかけは、1962年に宮城仁四郎の経営する琉球殖産へ農業技術の導入を目的に台湾から37名のパイン工がテストケースとして導入されたことにはじまる<sup>20</sup>。台湾人工員の仕事ぶりは優秀で、台湾人工員1人の作業能率は沖縄人工員5人に相当すると評価された。台湾人工員の優秀さを知った同業他社も、次年度から台湾人工員の大量導入を希望するようになったものの、琉球政府側は沖縄の労働者の雇用を圧迫する恐れがあるとして、その導入には制限が加えられることとなった。1964年、琉球殖産では台湾人工員を約80名招聘し、パイン缶の製造および現地の工員への技術指導にあたらせた<sup>21</sup>。琉球殖産側の当初の計画では200名ほどの女工招聘を予定したが、米国側からの許可が下りたのは85名のみで、最終的には82名が石垣島へやってきた<sup>22</sup>。

琉球殖産のパイン工場では台湾人の林發が工場長をつとめており、現場では彼が台湾人工員をとりまとめていた。林發は沖縄の産業振興のために戦前の台湾から石垣島へ「日本人」として渡った人物であり、戦後も台湾には帰らず石垣島でパイン業を営んでいた<sup>23</sup>。また、林發は当時、琉球八重山華僑総会の会長も務め、地域の華僑のまとめ役でもあった。

1965年には、琉球殖産以外のパイン工場でも一斉に台湾人工員の招聘の申請を行う動きはさらに拡がり、その総数は700名にまで達したが、結局、米国からの許可が下りたのは150名で $^{24}$ 、実際に沖縄へ派遣された工員は123名に過ぎなかった $^{25}$ 。

このように沖縄の民間企業による台湾人工員招聘の動きが拡大していることを国府側は遅くとも1964年までにはつかんでいた<sup>26</sup>。また、国府は1965年1月より外国人による投資と技術導入についての権限が琉球列島米国民政府(英語での正式名称は、United States Civil Administration of the Ryukyu Islands。以下、USCARと記す)から琉球政府へ移行されることを米国と確認している<sup>27</sup>。実際には1965年9月より「非琉球人雇用に関する規則」が施行され、「非琉球人」の雇用審査については USCAR から琉球政府へと権限が移管し<sup>28</sup>、沖縄に外国人労働者を導入する環境が徐々に整っていった。こうして派遣事業によって台湾・沖縄側双方の交流の規模が拡大しはじめたことを背景に、中琉関係はこれまでの台湾・沖縄側の要人同士のつきあいから進展し、中琉

文化経済協會の沖縄側の実質的なカウンターパートにあたる中琉協会の設立にこぎつけ、その初代会長には宮城仁四郎が就任した $^{29}$ 。

### 第2節 派遣事業の概要

本節では、派遣事業の概要とその特徴および実態を、台湾および沖縄側の統計資料を中心に分析し、当時の沖縄と台湾の社会状況と併せて明らかにする。

まず、以下の表1にまとめた1971年の「職業別雇用許可状況」をみてみると、台湾人は全体で3,716名おり、雇用許可を受けた者のうち台湾人の占める割合は59.3%となっている。最も多いのは技能工・生産工程の職業で1,900名、雇用許可を受けた台湾人全体のうち、技能工・生産工程の職業に就いた者の割合は51.1%となっている。なお、パイン工はここに含まれる。次いで多いのは農業林業及び類似の職業で、1,586名。台湾人全体に対して占める割合は、41.9%となっている。これは大半がサトウキビ刈りを行う者(以下、甘蔗工と記す)たちである。甘蔗工はパイン工のように高度な技術が必要とはされないものの、当時の沖縄では農村の過疎化が急激に進行していたため、その人手不足を補うために、名目上は「技術指導員」として受け入れていたが、実態としては単純労働者であった。技能工および農業関係で働く者の割合は全体の9割を超え、派遣事業はパイン工と甘蔗工で大半が占められていることがわかる。ただし、これらの数字は沖縄への入域を許可された者の数であり、実際に入域した者の数とは異なっている。

表 1 職業別雇用許可状況

職業	全体	台湾
専門的技術的職業	334	32
管理的職業	191	33
事務的職業	172	18
販売及び類似の職業	229	61
農業林業及び類似の職業	1,593	1,586
漁業の職業	422	10
採鉱・採石の職業	4	4
運輸通信の職業	23	2
技能工、生産工程の職業	3,193	1,900
サービスの職業	106	70
計	6,267	3,716

出典:琉球政府労働局『職業紹介関係年報』1971年版

そこで、派遣事業で実際に派遣された者の大半を占めるパイン工および甘蔗工たちの状況を見てみることにする。派遣事業が開始された1966年から1971年までの状況は以下の表2にまとめた通りである。

全体の推移については、1966年から1968年までは急激な増加がみられる。派遣者数は1968年の1,995名が最大となっているが、1970年までは毎年1,500名以上の者が派遣されていた。1971年は前年の半分にも満たない状態になってしまったが、これは『職業紹介関係年表』(1971年版)によると甘蔗工をパイン工へ転用したことが原因と説明されている $^{30}$ 。こうした転用が行われた事情については後述する。

次に、パイン季節工(以下、パイン工と記す)については1968年までは急激に増加しているものの、その後は増減を繰り返し、安定していない。パイン工については原則として女性が担っており、男性は1969年よりごく少数のものが入っているに過ぎない。このパイン女工は主に農家の主婦であり、台湾での農繁期を過ぎたあと、現金収入を求めて沖縄での就労を選択していたとされている $^{31}$ 。なお、パイン工の募集については、中琉協会の会長である宮城仁四郎が理事長を務めていた琉球輸出パインアップル缶詰組合で各工場の要請をとりまとめ、沖縄のパインアップル業界単位で一括して導入の許可申請を行い、認可を得た後に台湾で募集を開始するという方法がとられていた $^{32}$ 。

一方で、甘蔗季節工(以下、甘蔗工と記す)については、1966年から1968年までは急激に増加しているものの1969年をピークに減少に転じている。男女比は、パイン工ほどではないにせよ、女性が圧倒的に多い。サトウキビ刈りは熟練した技術が必要とはされないものの力仕事なので、男性の方が多くても不思議はないが、当時の台湾は戒厳令下にあり、男性は有事に備え極力国内に留めようという国府の政策的な意図が反映されたことが原因として考えられる。

パイン工と甘蔗工を比較すると、パイン工よりも甘蔗工が多く派遣されており、これは甘蔗工には技術的な熟練が必要ないため出国の許可を得やすく、かつ、サトウキビ刈りの作業はより多くの人員を確保することが重要であるためと考えられる。

年度	甘蔗季節工		パイン季節工			合計			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
1966	286	_	286	430	50	380	716	50	666
1967	488	_	488	808	111	697	1,296	111	1,185
1968	717	_	717	1,278	339	939	1,995	339	1,656
1969	225	15	210	1,344	385	959	1,569	400	1,169
1970	506	15	491	1,266	415	851	1,772	430	1,342
1971	165	10	155	700	160	540	865	170	695

表2 季節労働者の導入状況

出典:琉球政府労働局『職業紹介関係年表』1971年版

パインエ・甘蔗工以外にはどのような業界からの募集があったのかについてみるために、台湾側で作成された内部資料を検討する<sup>33</sup>。

表3から、1966年から1968年にかけて、台湾から沖縄へ派遣された技術者は、パイン工(琉球殖産)と甘蔗工(大東糖業)を除くと、その大部分は中琉協会の幹部でもあった国場幸太郎の経営する國場組に派遣されていたことがわかる。次いで多いのはセメント会社であり、これは建設業である國場組との関連が強い企業であると考えられる。なお、琉球殖産および大東糖業は共に中琉協会・会長の宮城仁四郎が経営する企業であり、派遣事業は全体として、中琉文化経済協會と中琉協会との結びつきによって進められていたことは明らかである。

この表では、派遣された者を反共義士<sup>34</sup>・義胞<sup>35</sup>・帰僑<sup>36</sup>・台籍<sup>37</sup>のものに分類してそれぞれ統計がとられている。この4つのカテゴリーのなかで最大の割合を占めるのは台籍(80.4%)で、あとは割合の多いものから、反共義士(8.9%)、帰僑(7.9%)、義胞(2.8%)の順になっている。こうした統計がとられた背景には、方治が中国大陸災胞救済総会の副理事長として反共義士・義胞・帰僑の就業支援等を行っていたためであると考えられる。すなわち、方治によって中琉文化経済協會の派遣事業と中国大陸災胞救済総會の反共義士・義胞・帰僑への就労支援事業とが結びつけられ、彼らの就労機会としても利用されていたのである。実際の派遣事業派遣者の人選においても、大陸出身者である反共義士・義胞・帰僑を主とし、彼らは日本語が理解できないので日本語の理解できる台籍の者が彼らを補助することとされていた<sup>38</sup>。さらに、反共義士については失業中の者や生活保護を受けている者、義胞や帰僑については家族が多く生活が苦しい者を優先して派遣させることが原則となっていた<sup>38</sup>。

表 3 自五十五年八月十七日至五十七年三月底應聘赴琉工作員工人數統計

企業名	合計	義士	義胞	帰僑	台籍
國場組	178	78	17	38	45
中央セメント	20	2	1	10	7
大和セメント	39	7	2	15	15
アジア畜産	9	1	1	2	5
沖縄酸素工業所	10	_	1	4	5
松岡貿易会社	5	_	_	5	_
黒森株式会社	26	_	_	_	26
琉球殖産	456	28	_	20	408
大東糖業	867	28	23	33	783
計	1,610	144	45	127	1,294

作成:中琉文化経済協會

こうした派遣事業による台湾人の受け入れを沖縄側が推進した背景には、1960年代後半から沖縄県の北部や離島といった農村地域において急激な過疎化が進行し、労働力不足が起きていたことがあげられる<sup>40</sup>。与那国町・北大東村・南大東村といったサトウキビ、パインアップル産地では1965年から1970年にかけて20%以上の人口減少に見舞われ、特に若い労働者人口の減少が著しかった。さらに、1970年代初頭は、本土との格差是正のための公共事業や海洋博関連工事などに伴う建設労働者の賃金上昇もあり、こうした農村からの人口流出がさらに加速しただけでなく、沖縄県全体でも労働力不足をいかに補うかが大きな社会問題となっていた<sup>41</sup>。

雇用条件については、まず、雇用期間については、パイン工及び甘蔗工の場合は $5 \times 6$  たの他の職種の者の場合は1年とされていた $^{42}$ 。彼らは月収にして約 $140 \sim 150$ ドルの収入を得ており $^{43}$ 、これは当時の台湾で同じ仕事をした場合に得られる収入と比べて約4倍にあたる金額とされた $^{44}$ 。また、彼らが沖縄へ渡航する際の費用は沖縄側の企業が負担した $^{45}$ 。そして、彼らの出入国の手続きや労務契約の内容などは中琉文化経済協會等の関係官庁や機関がチェックを行い、沖縄の内部で働く者たちと同レベルの保障が受けられるようにして、彼らが海外で働いている間に問題が起きないように万全の態勢をとっていた $^{46}$ 。さらに、労働条件については琉球政府側も同一職種に従事する沖縄人雇用者の一般賃金等と比較して妥当なものであるようにしており、外国人労働者の受け入れが沖縄人雇用者の労働条件を引き下げる要因とはならないような政策を採っていた $^{47}$ 。

こうした好待遇を約束して派遣事業を推進した当時の台湾社会では、実は、沖縄と同じく農村の労働力流出が起こりつつあった。石田浩の調査によって、台湾では1960年代前半には農業から工業への人口移動がみられるものの農村の潜在的過剰労働力は消滅しなかったのに対して、派遣事業が開始された時期にあたる1960年代後半には余剰労働力だけでなく、基幹労働力までもが流出しはじめ、農業就業者が絶対数でも減少したことが明らかとなっている<sup>48</sup>。詳細な経緯については後述するが、派遣事業は、その開始直後から沖縄と台湾で農業労働力の取り合いの様相を呈しており、国府の側は沖縄との関係強化策の一環である派遣事業で海外へ送り出す農業労働力を確保するために国内の利害調整にも取り組まざるを得なかった。

すなわち、当時の国府は単純に国内の余剰労働力を沖縄へ送り込んでいたのではなく、国内の 農業労働力が年々減少していたにも関わらず、沖縄との関係強化のために沖縄へ派遣する農業労 働力を確保するための努力を積み重ねていたのである。

## 第3節 派遣事業の確立過程

前節でふれたとおり、派遣事業は沖縄では年を追うごとにその募集枠が急速に拡大し、これに応募する台湾人工員も殺到していた。これに対して、台湾側のパイン業者は人手不足に陥ることを恐れて関係官庁に派遣事業の中止を陳情し、国府側はその都度、調整に追われた。パイン業者による陳情は1966年の派遣事業開始直後から行われている<sup>49</sup>。

パイン業者からの派遣事業による工員派遣の中止要請をうけて、1966年8月15日に僑務委員会 は関係官庁・関係者を集めて「商討鳳梨女工赴琉球事宜會議」を開いた。まず、経済部からは沖 縄とはパイン缶の輸出において競合関係にあること、更にパイン缶製造の時期が台湾と同じであることから人手不足の問題が発生しているとして、派遣者数については制限が必要であるとする、国内の産業保護の観点からの主張がなされた $^{50}$ 。これに対して、方治は、派遣者数の制限については同意しつつ、国内では人口増加が起こっている一方で沖縄からは工員の招聘を要請されており、これは台湾の失業問題を解決することができるだけでなく、中琉関係の進展もはかることのできる千載一遇のチャンスであるとして、派遣事業の推進を主張した $^{51}$ 。この会議の結論としては、国内の失業問題の解決という観点から原則、派遣者数の制限を設けずに派遣事業を行うこととなった $^{52}$ 。

同年9月には、パイン産業とは別に、沖縄側の造林業者から約30名の技術者招聘の要請を受けた際にも僑務委員会は同様の会議を開き、この要請について検討した結果、造林業については国内の労働力確保の問題になるような規模ではなく、また、熟練した技術が必要とされるわけではないため、技術者の思想等の調査を行った上で出国を認めることとなった<sup>53</sup>。これらの会議を経て、派遣事業の可否は、国内経済に対して悪影響を及ぼすか否かによって決定されるという原則が徐々に形成されていった。

1967年も、パイン工員の募集人数が増加したことを受けて、前年と同様に台湾側のパイン業者による工員送り出しの中止を求める陳情が行われた。このことは沖縄の新聞でも詳細に報じられた $^{54}$ 。

こうした動きをうけて、僑務委員会は1967年5月22日に「商討琉球鳳梨公會向我聘請工人應否該准事會議」を開いた。この会議において、国内でのパイン缶生産に影響を与えないことを原則として、現役の熟練工ではなく、現在失業中の工員を採用することに決定した<sup>55</sup>。これ以後、パイン工については現役の熟練工ではなく、失業中の工員を対象にして募集が行われるようになった。会議の場では、外国貿易審議委員会から沖縄のパイン缶の品質向上によって国産パイン缶の輸出量の減少につながりかねないという指摘もあったが、華僑のビジネスを助けることは政府の既定政策であるとして、工員の派遣中止は回避されることになった<sup>56</sup>。

会議でパイン工派遣の理由とされた「華僑のビジネスを助けること」という僑務の論理が持ちだされた背景について、やや詳しく説明したい。この「華僑」とは、中琉協会・会長宮城仁四郎が経営する琉球殖産で役員兼工場長を務めていた林發のことを指している。台湾政府からパイン工派遣中止を内示された際に、林發は上司である宮城を助けるために、「華僑として」国府にアプローチし、「中琉親善」のためにパイン工派遣の実現を強く訴えた<sup>57</sup>。国府の内部においてはパイン工の海外派遣は国内の経済に悪影響を及ぼさない範囲で行うという原則があるため、この原則を回避するために、林發は自らが華僑であることを利用し、華僑のビジネスを助けるという国府の僑務に対する原則を持ち出すことでパイン工派遣という目的を達成しようとしたと考えられる。また、パイン工の沖縄派遣自体は沖縄との関係強化につながる点では国府の方針に合致するものであった。この会議の後、林發は国府からの協力を受けながら<sup>58</sup>、宮城と共に台湾側の業者と協議を行って双方の利害を調整し、現役のパイン工は雇用しないという原則の下、台湾側の業者からもパイン工の海外派遣について協力をとりつけ、この年のパイン工派遣の実施にこぎつ

けた<sup>59</sup>。こうした経緯をへて、パイン工派遣の可否を審査する際には、国内経済に不利益をもたらさない範囲で行うという原則を回避するための迂廻路として僑務の論理が用いられるようになり、パイン工の派遣も継続できるようになったのである。

パイン工の派遣については国府の内部でも意見の対立が見られた一方で、同年の10月に「琉球」側から甘蔗工を導入したいとの要請をうけた際に僑務委員会で同様の会議が開かれたものの、各官庁は一致してこれを承認した<sup>60</sup>。サトウキビ刈りの作業はパイン工のように熟練を要する作業ではなく、募集人数が多くても労働力の確保は問題とならず、国内経済においては失業問題の解決と外貨の獲得、外交関係においては農業の技術支援を通した中華民国と「琉球」との関係強化につながる案件として認識されていた<sup>61</sup>。こうして甘蔗工に関しては翌年から千人を超える規模の派遣が行われるようになった。

派遣事業により海外へ国民を派遣することで国府にとって不利益となる事態が起きぬように国府は国民を管理するための幾つかの措置をとっていた。まず、パイン工は大半が女性であったが、不測の事態 $^{62}$ に対応することができるように男性も入れることになった $^{63}$ 。また、派遣事業の応募者の審査では身元調査が行われ、出国前には講習を受講することになっており、「言行不良者」は即時帰国させられることとなっていた $^{64}$ 。さらに、派遣する者を固定しないように配慮すること $^{65}$ になっており、これは沖縄において派遣された者同士が共謀し、国内外を問わず国府にとって不利益となるような行動を起こすことを避けるための措置であったと考えられる。

1971年からは、派遣事業の継続を当時の琉球政府の主席であった屋良朝苗から「公式」に要請されるようになった<sup>66</sup>。さらに、琉球政府は、中琉協会の宮城仁四郎や国場幸太郎ら民間の財界人だけでなく、農林局長を台湾へ派遣して国府との折衝を行い、沖縄滞在中の台湾人技術者の待遇を保障した上で、台湾側に当時の沖縄で社会問題化していた労働力不足の実情を説明し、従来どおり台湾人労働者の派遣を許可するよう要請した<sup>67</sup>。

当時は復帰を目前に控えた時期でもあり、琉球政府主席である屋良朝苗から公式な要請をうけて、僑務委員会がパイン工の派遣の可否を関係官庁に諮るために開いた「研商琉球地區聘請鳳梨工人出國會議」では中琉文化経済協會や中国国民党中央委員会から、沖縄の日本復帰という外交関係上の困難に直面している情勢下において、沖縄からの技術者派遣要請に対して継続支援し中琉の友好関係を強化すべきであるという趣旨の意見が出され、他の官庁からも特段の反対意見もなく、パイン工の派遣は承認された<sup>68</sup>。

しかし、この年のパイン工派遣の時期は通年よりも遅れ、沖縄側では各工場の人手不足が深刻化し、一部の工場ではサトウキビ刈りに従事していた台湾人をパイン工へ転用する事態に陥った<sup>69</sup>。以下の表4にまとめた1970年と1971年の甘蔗工とパイン工別の入域許可者数と入域者数を比較すると、沖縄側の許可人員は増加しているにも関わらず、台湾側の入域者は大幅に減少し、需給関係のバランスが大幅に乖離していることがわかる。特にパイン工については人数を大幅に減少させただけでなく、1970年には許可人員の約7割が入域していたのに対し、1971年には許可人員の2割にも満たない人員しか入域せず、壊滅的な状態となっていた。このように、沖縄の日本復帰が目前に迫るなかで、国府自体は沖縄との関係強化のために派遣事業を継続する意志を持ち続け

ていたものの、1970年代以降の国府をめぐる内外の環境変化は派遣事業の継続を困難なものにしていた。

年	甘蔗季節工		パイン	季節工	合計	
	許可人員	入域者数	許可人員	入域者数	許可人員	入域者数
1970	1,594	1,266	700	506	2,294	1,772
1971	1,707	700	1,250	165	2,957	865

表4 季節労働者の許可導入状況

出典:琉球政府労働局『職業関係年報』1971年版

## 第4節 沖縄返還と日華断交から派遣事業の停止へ

1972年5月15日、沖縄は日本へ復帰した。このことは国府が米国の日本への奄美返還から公に掲げていた、沖縄は少なくとも日本の支配からは切り離すという戦後の東アジアにおける国際秩序構想の否定を意味していた。この事態に対して、同年6月、方治は直ちに建議書を作成し、復帰後の沖縄において共産勢力が勢力拡大することを阻止するために中琉文化経済協會を通じた中琉関係の強化を訴えた<sup>70</sup>。

当時、国府は国連を脱退し、その直後に中華人民共和国が代表権を獲得したために国際社会における影響力を著しく低下させ、危機的な状況にあった。また、沖縄においても中華人民共和国側の活動が次第に活発になっていた。1971年に沖縄で中華人民共和国側の中国物産展が開催されたのみならず、中華人民共和国側が旅費を負担して沖縄側の要人やマスコミ、学生などからなる中国訪問団を結成させ、大陸訪問時には周恩来との面会まで行われた<sup>71</sup>。さらに、復帰直後からこうした動きは加速し、1972年5月20日、東京から中華人民共和国側の華僑総会の会長が石垣島を訪問し、現地の華僑と接触した<sup>72</sup>。このため、国府は国防上の観点からも沖縄における共産勢力による活動拡大に危機感を募らせていた。

このような危機的状況にあって、同年8月、中国国民党中央委員会は方治の建議書を基に外交部に対して中琉文化経済協會の存続とその支援を通達した<sup>73</sup>。国府は沖縄の日本復帰については、これを認めることはないものの、日華関係には悪影響を及ぼさぬよう配慮し、その上で中国共産党に対抗するべく、中琉文化経済協會を通して沖縄における影響力の維持を目指したのである。

しかし、こうした国府側の努力にも関わらず、沖縄をめぐる国際情勢は国府にとって好転することはなかった。同年9月29日、日華断交という決定的な事態が発生する。国府は日華断交という危機的状況に直面しながらも、いや、こうした危機的状況に陥っていたからこそ、むしろ、沖縄との良好な関係を維持するために、その友好関係の象徴ともいうべき派遣事業を継続することを当然視していた $^{74}$ 。一方、沖縄側も労働力の確保という「実利」を求めて派遣事業の実施について5カ年計画を策定し、中期的な事業として継続することを要請していた $^{75}$ 。このように当時

の国府側と沖縄側はそれぞれに異なる思惑を抱きながらも、派遣事業の継続を目指していた。

しかし、実際には、この年の8月に沖縄側が台湾からの労務者受け入れを準備し、国府も派遣を約束していたにも関わらず、日華断交の影響もあり、これは実現しなかった<sup>76</sup>。1973年も沖縄側では労働力の確保は困難であると予想されており、沖縄県パインアップル缶詰工業組合は中琉文化経済協會を通じてパイン工の派遣を要請していた。派遣事業は中琉関係の中核事業として継続されると見られていたにも関わらず、1973年4月、行政院は派遣事業の停止を関係官庁へ通達し<sup>77</sup>、同年6月に沖縄側へ派遣は困難との回答を正式に行った<sup>78</sup>。筆者が分析に用いた档案を見る限りでは行政院が派遣事業の停止を決定するに至った経緯や理由については詳らかにはされていないが、沖縄側の資料をみた限りでは、沖縄側は派遣事業の停止を日華断交によるものとして認識している<sup>79</sup>。

派遣事業は、国府の思惑とは別に、沖縄の日本復帰及び日華断交以前から、台湾の工業化の進展による国内の農業人口流出の影響で事業の継続自体が困難となっていた。また、派遣事業は国内の経済状況を脅かさない範囲で行うという原則を回避するための方便として用いられていた僑務の論理も、日華断交後の1973年に林發が日本籍に帰化したため80、もはや用いることができず、派遣事業は継続のための論理を全て失ったことも、派遣事業停止の原因のひとつと考えられる。この時期以降、中琉文化経済協會の活動は文教面での交流事業が中心となり、国府の「琉球」に対する影響力は次第に後退していった。

#### 結びにかえて

本稿では、戦後の台湾と沖縄をめぐる国際関係を国府の側の視点から捉えるため、1960年代から1970年代初頭にかけての時期に行われていた台湾から沖縄への労働者派遣事業について検討した。本稿での議論をまとめると以下の通りである。

国府は、沖縄の日本復帰には反対するという立場を公にとり、米軍統治下にある沖縄とは正式な外交関係を結べないため、1958年に中琉文化経済協會を創設し、沖縄との関係強化をはかろうとした。1960年代に入り、沖縄側の民間企業による台湾人労働者招聘が拡がりはじめたことをきっかけに、1965年に中琉文化経済協會の沖縄側の実質的なカウンターパートにあたる中琉協会も設立され、派遣事業が本格的に開始された。

派遣事業が実施されていた当時、台湾も沖縄も農業労働力の流出が問題となっており、国府は派遣事業を推進するために国内の利害調整に追われた。その結果、派遣事業による労働者の海外派遣は国内の経済に悪影響を及ぼさない範囲で行うという原則が作られていった。ただし、この原則を回避するために華僑の支援という僑務の論理によって派遣が認可される場合もあった。派遣事業によって最盛期には年間に2000人を超える台湾人が沖縄へ渡り、派遣事業は一定の成果をあげることができた。しかし、国府の思惑とは別に、1970年代に入ると派遣に必要な農業労働力を確保できず、事業継続が困難となった。

1972年には沖縄の日本復帰と日華断交がほぼ同時に起きた。まず、沖縄の日本復帰後、国府は

これを認めないものの日華関係に配慮し、沖縄との関係強化の目的を「防共」へと転換して中琉文化経済協會は存続させた。そして、日華断交後に派遣事業は停止された。事業停止に至った背景には、台湾の労働市場の状況のみならず、沖縄の華僑が日本籍に帰化し、派遣事業を実施するための方便であった僑務の論理を用いることができなくなったことも少なからず影響しているとみられる。派遣事業停止後、中琉文化経済協會による交流事業は文教面での交流へと次第に限定されるようになり、国府の沖縄に対する影響力は徐々に後退していった。

本稿では、台湾側の档案資料を中心にして派遣事業の概要やその確立から停止に至るまでの経過を明らかにした。しかし、派遣事業によって台湾から沖縄へ渡った者たちの実態や彼らを受け入れた沖縄社会の反応など、まだ十分に議論が尽くされていない点が多く残されている。今後、これらの残された課題についてさらなる研究を積み重ねていきたい。

付記 本稿は、文部科学省研究費補助金(特別研究員奨励費)による成果の一部である。

### 注

1 本稿では、国府という用語を、1947年の憲政移行以前については「国民政府」の略称として、また、憲政実施後は「中華民国政府」の略称として用いることにする。「国民政府」、「中華民国政府」のいずれの場合も中国国民党政権を指す用語として用いる。なお、中華民国の略称として特にことわりのない場合には「華」を用いる。

- 2 ただし、イギリスとの九龍半島問題・チベット問題やフランスとの諸条約などの多くの条約については 1945年以降に条約改正がなされており、1943年時点ではまだまだ多くの不平等条約が改正されずにいた。
- 3 本稿では、国府の立場からみた沖縄をあらわす場合、本文中では「琉球」と表記する。
- 4 「開羅會議蒋羅談話節要紀録」民国32 (1943) 年11月23日、外交部档案、開羅會議會談内容、分類号417、案次号087、台北、中央研究院近代史研究所档案館蔵。
- 5 「總裁致吳鐵城代電」民国37 (1948) 年 6 月15日、中國國民黨黨史館特種档案、館蔵號特18/1.45、台北、中國國民黨黨史館蔵。
- 6 我部政明『日米関係のなかの沖縄』三一書房 1996年、河野康子『沖縄返還をめぐる政治と外交』東京大 学出版会 1994年。
- 7 丘宏達「琉球問題研究」(『政大法学評論』第二期 1970年)、許育銘「1940~50年代 国民政府の琉球政策」(西村成雄・田中仁編『中華民国の制度変容と東アジア地域秩序』汲古書院 2008年)、李明峻「從國際法角度看琉球群島主權歸屬」(『台灣國際研究季刊』第 1 巻第 2 期夏期號 2005年)。
- 8 又吉盛清『植民地下の台湾と沖縄』沖縄あき書房 1990年。
- 9 星名宏修「『植民地は天国だった』のか―沖縄人の台湾体験」(西成彦・原毅彦編『複数の沖縄―ディアスポラから希望へ』人文書院 2003年)、松田ヒロ子「沖縄県八重山地方から植民地下台湾への人の移動」(蘭信三編『日本帝国をめぐる人口移動の国際社会学』不二出版 2008年)、水田憲志「沖縄県から台湾への移住―第二次世界大戦前における八重山郡出身者を中心として」(関西大学文学部地理学教室編『地理学の諸相―実証の地平』大明堂 1998年)。
- 10 石原昌家『空白の沖縄社会史―戦果と密貿易の時代―』晩聲社 2000年、何義麟「戦後在臺琉球人之居留 與認同」(『國史館學術集刊』第18期 國史館2008年)黄智慧「台湾に最も近い日本 与那国島」(折笠政 治・植野弘子編『アジア読本 台湾』河出書房新社 1995年)。
- 11 小熊誠「石垣島における台湾系移民の定着過程と民族的帰属意識の変化」(琉中歴史関係国際学術会議実行委員会編『第二回琉中歴史関係学会学術会議報告 琉中歴史関係論文集』)、野入直美「生活史から見る沖縄・台湾間の双方向的移動」(蘭信三編『日本帝国をめぐる人口移動の国際社会学』不二出版 2008年)。なお、石垣島の「台湾人」について扱った書籍としては松田良孝『八重山の台湾人』南山社 2004年もある。

- 12 平岡昭利「サトウキビ農業における外国人労働者の導入と実態『工業的農業』の一断面」(サンゴ礁地域研究グループ編『熱い心の島―サンゴ礁の風土誌』古今書院1992年)。
- 13 本稿では、「中琉」と表記した場合は、「中」は中華民国を、「琉」は「琉球」を指す用語として用いる。 これは当時の国府が「中国」唯一の正統政府であると自称していたことのあらわれであることに留意さ れたい。
- 14 楊仲揆『現代中琉関係』中琉文化経済協會 1996年、119-120頁。
- 15 同上書、133頁。
- 16 方治『我生之旅』東大図書公司 1986年、136-137頁。本稿の議論とは直接の関係はないが、中国大陸災胞 救済総会は、国共内戦によって東南アジア諸国等へ避難し困窮した華僑を救済し、国外の同胞の民族意 識を発揚して、反共のために団結させることを目的に創設された組織である。方治の活動を正確に分析 するには、方治を対「琉球」工作のトップとしての側面のみを捉えるよりは、大陸の周縁地域工作の一 端を担った人物として捉える方が適切ではないかと考えられ、今後の研究課題としたい。
- 17 楊、前掲書、105頁。
- 18 1986年、遠東貿易中心駐琉辦事處を改組して中琉文化経済協會駐琉球辦事處が設置され、実質的な領事 館機能を担った。さらに、2007年には台北経済文化代表處駐那覇事務所へと改称した。この改称に伴い、 中華民国外交部において「琉球」の管轄がはじめてアメリカから日本へ移された。
- 19 中琉文化経済協會編『中琉四十年交流紀要』中琉文化経済協會 1998年1-18頁及び435-446頁。
- 20 林發『沖縄パイン産業史』沖縄パイン産業史刊行会1964年、137頁。
- 21 林發「琉球鳳梨事業及聘請工員報告書」民国56 (1967) 年、外交部档案、中琉貿易、分類号019.17、案次 号0001、台北、中央研究院近代史研究所档案館蔵。
- 22 「琉貿経字第265號」民国53(1964)年9月30日、外交部档案、中琉貿易、分類号019.17、案次号0001、台北、中央研究院近代史研究所档案館蔵。
- 23 沖縄のパイン業の発展と台湾人との関わりについては、野入、前掲論文及び林發、前掲書を参照されたい。
- 24 林、前掲報告書。
- 25 「報告」民国55 (1966) 年8月26日、外交部档案、中琉貿易、分類号019.17、案次号0001、台北、中央研究院近代史研究所档案館蔵。
- 26 1963年、沖縄へ派遣された台湾人の工員とブローカーとの間でトラブルが発生した際に工員たちが外交部・僑務委員会等に提出した陳情書に、トラブルに際して林發が彼らを手厚く保護したことが述べられている。「為工等知識淺薄,被台中市奸商邱屘旺利用,破壞税制, 恥辱國體,并被剋扣工資,阻出國,陳請主持正義,懲治不法事」、民国53 (1964) 年7月27日、外交部档案、中琉貿易、分類号019.17、案次号0001、台北、中央研究院近代史研究所档案館蔵。
- 27「中琉美軍商務顧問瞿立米(J JERRY JEREMY) 訪台資料」民国53(1964)年、外交部档案、中琉貿易、分類号019.17、案次号0001、台北、中央研究院近代史研究所档案館蔵。
- 28 沖縄県商工労働部編『沖縄県労働史 第三巻』沖縄県 2001年、848頁。
- 29 楊、前掲書、144頁。
- 30 琉球政府労働局『職業紹介関係年報』琉球政府労働局 1971年、31頁。
- 31 沖縄県商工労働部編、前掲書、858頁。
- 32 同上書、858頁。
- 33「北米司収文第537號」民国57(1968)年3月6日、外交部档案、中琉貿易、分類号019.17、案次号0001、台北、中央研究院近代史研究所档案館蔵。
- 34 本稿では、反共義士を、中国大陸において中国共産党による支配体制が確立した後に、共産党政権ではなく国民党政権を支持して大陸およびその他地域から台湾へ渡った軍人・兵士を指す用語として用いる。本稿で分析に用いた档案資料では反共義士を義士と表記している場合も多いため、档案資料から引用した場合はそのまま義士と表記するが、言葉の意味としては反共義士として用いている。
- 35 本稿では、義胞を、中国大陸において中国共産党による支配体制が確立した後に、共産党政権ではなく、 国民党政権を支持したり、大躍進政策等の失敗により難民化したりといった事情等により大陸から台湾 へ時には非合法な手段によって渡った一般人を指す用語として用いる。
- 36 本稿では、帰僑を、大陸出身の華僑のうち、中国大陸において中国共産党による支配体制が確立した後に、共産党政権ではなく、国民党政権を支持し、国外から本人の出身地ではない台湾へ移住した一般人を指す用語として用いる。一般には帰国僑胞とも呼ばれるが、本稿で分析に用いた档案資料では帰僑と

- 表記されていることが多いため、そのままこの表記を用いることとした。
- 37 本稿では、台籍を、戦後、台湾が国府によって接収された後、戸籍登録を行った際に台湾省籍として戸籍登録が行われた者を指す用語として用いる。
- 38「中琉文化経済協會工作概況」民国56 (1967) 年、外交部档案、琉球密卷、分類号019.1、案次号0004、台北、中央研究院近代史研究所档案館蔵。
- 39「60年度輔導應聘赴琉工人專案小組第一次會議紀録」民国60(1971)年12月8日、外交部档案、中琉貿易、分類号019.17、案次号0002、台北、中央研究院近代史研究所档案館蔵。
- 40 沖縄県商工労働部、前掲書、854頁。
- 41「海外からの労働者導入」『沖縄タイムス』1972年8月2日、「労働力、資材供給体制確立へ」『沖縄タイムス』1973年3月7日。
- 42「中琉關係概要與提請研討事項」民国61 (1972) 年12月19日、外交部档案、琉球政情・僑務、分類号 019.16、案次号89003、台北、中央研究院近代史研究所档案館蔵。ただし、貿易会社では雇用期間が2年間に及ぶものもあった。
- 43 同上档案。
- 44 林、前掲報告書。
- 45 林、同上報告書。
- 46「海指(56)1611號」民国56(1967)年12月1日、外交部档案、琉球密卷、分類号019.1、案次号0004、台北、中央研究院近代史研究所档案館蔵。
- 47 沖縄県商工労働部、前掲書、848頁。
- 48 石田浩『台湾経済の構造と展開 (第2版)』大月書店 2003年、63頁。
- 49「鳳梨女工赴琉業者請予制止」『聯合報』1966年7月30日。
- 50「報告」民国55(1966)年8月16日、外交部档案、中琉貿易、分類号019.17、案次号0001、台北、中央研究院近代史研究所档案館蔵。
- 51 同上档案。
- 52 同上档案。
- 53「報告」中華民国55 (1966) 年 9 月20日、外交部档案、中琉貿易、分類号019.17、案次号0001、台北、中央研究院近代史研究所档案館蔵。
- 54「台湾女工 送り出し中止の動き 沖縄側工場に打撃」『琉球新報』1967年4月15日。
- 55「報告」中華民国56 (1967) 年 5 月23日、外交部档案、中琉貿易、分類号019.17、案次号0001、台北、中央研究院近代史研究所档案館蔵。
- 56 同上档案。
- 57 林、前掲書、137-138頁。
- 58「報告」中華民国56 (1967) 年 5 月23日、外交部档案、中琉貿易、分類号019.17、案次号0001、台北、中央研究院近代史研究所档案館蔵。
- 59 林、前掲書、138頁。
- 60「報告」民国56(1967)年10月13日、外交部档案、中琉貿易、分類号019.17、案次号0001、台北、中央研究院近代史研究所档案館蔵。
- 61 同上档案。
- 62「信琉代発55字第193號」民国55 (1966) 年11月30日、外交部档案、中琉貿易、分類号019.17、案次号0001、台北、中央研究院近代史研究所档案館蔵。南北大東島への派遣の可否を検討する為に現地視察が行われ、島内の生活インフラが貧弱なこと、警備員付きの女子寮がないことをあげ、30歳以下の未婚女性を派遣するには向かない環境であり、女性の安全が確保される環境を整えるべきであると進言されている。
- 63「商討琉球南北両大東島及與那国島聘偏工人事宜會議紀録」民国56(1967)年10月13日、外交部档案、中 琉貿易、分類号019.17、案次号0001、台北、中央研究院近代史研究所档案館蔵。
- 64「商討琉球在台聘雇鳳梨女工會議紀録」民国59(1970)年6月18日、外交部档案、中琉貿易、分類号019.17、案次号0002、台北、中央研究院近代史研究所档案館蔵。
- 65「商討琉球各會社在台招募工人會議紀録」民国57(1968)年8月30日、外交部档案、琉球密卷、分類号019.1、案次号0004、台北、中央研究院近代史研究所档案館蔵。
- 66「(58) 琉總字第843號」民国58 (1969) 年7月16日、外交部档案、中琉貿易、分類号019.17、案次号

- 0002、台北、中央研究院近代史研究所档案館蔵。「商討琉球在台聘雇鳳梨及甘蔗工人會議紀録」民国60 (1971) 年10月1日、外交部档案、中琉貿易、分類号019.17、案次号0002、台北、中央研究院近代史研究所档案館蔵。
- 67 沖縄県商工労働部、前掲書、856頁。
- 68「研商琉球地區聘請鳳梨工人出國會議紀録」民国60(1971)年6月14日、外交部档案、中琉貿易、分類号019.17、案次号0002、台北、中央研究院近代史研究所档案館蔵。
- 69 沖縄県労働商工部、前掲書、859頁。
- 70「復帰後琉球現況簡與及建議」民国61 (1972) 年 6 月30日、外交部档案、中琉文化経済協會、分類号 019.15、案次号0001、台北、中央研究院近代史研究所档案館蔵。
- 71「促進中琉関係座談會紀録」民国62 (1973) 年 1 月26日、外交部档案、中琉文化経済協會、分類号 019.15、案次号0001、台北、中央研究院近代史研究所档案館蔵。
- 72 同上档案。
- 73「海新一(61)」民国61(1972)年8月17日、外交部档案、中琉文化経済協會、分類号019.15、案次号0001、台北、中央研究院近代史研究所档案館蔵。
- 74「中琉関係概要與提請研討事項」民国72 (1961) 年、外交部档案、琉球政情·僑務、分類号019.16、案次号89003、台北、中央研究院近代史研究所档案館蔵。
- 75 同上档案。
- 76 沖縄県労働商工部、前掲書、860頁。
- 77「台六十二内3150號」民国62(1973)年4月11日、外交部档案、琉球政情·僑務、分類号019.16、案次号89003、台北、中央研究院近代史研究所档案館蔵。
- 78 沖縄県労働商工部、前掲書、860頁。
- 79 第一製糖株式会社『第一製糖株式会社二十周年記念誌』第一製糖株式会社 1980年、199頁、琉球製糖株式会社、『三十五周年記念誌』琉球製糖株式会社 1986年、201頁。
- 80 林、前掲書、著者略歴参照。